

スポーツ用具貸出について

1. 目的

岸和田市内におけるスポーツ推進を目的にスポーツ用具を貸出する。

2. 貸出対象

岸和田市内に住所を有する団体

3. 貸出対象物品

岸和田市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課が所管する物品。

4. 貸出時期・期間

岸和田市の事業に支障のない時期に限り、借用期間は1週間以内を原則とする。

5. 借用申込

- ① 用具を借用しようとする者は、借用期間の1か月前までにスポーツ振興課に電話等で借用の可否を問合せ、可能であれば、借用期間の1週間前までに別紙借用書をスポーツ振興課に提出する。
- ② 借用申込は借用期間の2か月前からとする。

6. 禁止事項

- ① 借用物品の転貸
- ② 営利目的としたイベント等での使用

7. 紛失破損

- ・用具は、貸出時、返却時にセット内容や、キズの状態を必ず確認してください。
- ・貸出物品が借用者において紛失または破損した場合は実費負担とする。

8. 事故の免責

用具の使用中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を岸和田市は負わない。